

福岡県公報

平成二十二年十月二十二日
第三千七百七十五号
増刊 ①

目次

教育委員会

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（教育庁義務教育課）……………一

教育委員会

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年十月二十二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十二号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則（昭和三十三年福岡県教育委員会規則第二十号）の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二表）

番号	名称	教育の対象とする障害種別	部科	学科	修業年限
1	福岡県立築城特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	普通科 普通科 普通科	六年 三年 三年 六年 三年 三年

11	福岡県立特別支援学校 「福岡高等学園」	知的障害	高等部	普通科	三年
10	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	視覚障害	高等部 専攻科	普通科、保健医療科、生活技能科、 理療科、保健医療科 研修科	三年 一年 三年
9	福岡県立福岡視覚特別支援学校	視覚障害	幼稚園部 小学部 中学部	普通科、保健医療科	三年以内 六年 三年
8	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	聴覚障害	高等部 高等部 専攻科	普通科 産業技術科、商業技術科、美容美容科	二年 三年 三年
7	福岡県立福岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	幼稚園部 小学部 中学部	普通科	三年以内 六年 三年
6	福岡県立福岡特別支援学校	肢体不自由	高等部 中学部 小学部	普通科	三年 三年 六年
5	福岡県立古賀特別支援学校	病弱	小学部 高等部 中学部	普通科	三年 六年 三年
4	福岡県立特別支援学校 「北九州高等学園」	知的障害	高等部	普通科	三年
3	福岡県立北九州視覚特別支援学校	視覚障害	専攻科 高等部 高等部 中学部 小学部 幼稚園部	保健医療科 理療科	三年 三年 三年 六年 三年以内 三年
2	福岡県立小倉聴覚特別支援学校	聴覚障害	小学部 中学部		三年以内 六年 三年

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
株式会社西日本新聞印刷（電話 092-611-4431）

この規則は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

注 文書等に名称を表記する場合には、必要に応じて教育の対象とする障害種別を表す文言等を併記するものとする。

20	19	18	17	16	15		14	13	12
福岡県立直方養護学校	福岡県立直方聾学校	福岡県立嘉穂特別支援学校	福岡県立川崎特別支援学校	福岡県立筑後特別支援学校	福岡県立柳河特別支援学校		福岡県立田主丸特別支援学校	福岡県立久留米聴覚特別支援学校	福岡県立小郡特別支援学校
知的障害	聴覚障害	知的障害	知的障害	知的障害	病弱 肢体不自由		肢体不自由	聴覚障害	知的障害
高等部 中学部 小学部	小学部 小学部 小学部	小学部 小学部 小学部	小学部 小学部 小学部	高等部 中学部 小学部	高等部 中学部 小学部 小学部 小学部 小学部		高等部 中学部 小学部	小学部 小学部 小学部	小学部 小学部 小学部
普通科				普通科	普通科 普通科		普通科		普通科
三年 三年 六年	三年 六年 三年以内	三年 六年 三年	三年 六年 三年	三年 三年 六年	三年 三年 六年 三年 三年 六年 三年 六年		三年 三年 六年	三年 六年 三年以内	三年 三年 六年